

# 特別養護老人ホーム しおかぜ南 ショートステイ 利用料金表

基本料金								【介護保険内請求】	
要介護度別単位数	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
	529	656	704	772	847	918	987		
加算基本単位	看護体制加算 (Ⅰ) イ		4/日	看護体制加算 (Ⅱ) イ		8/日			
	夜勤職員配置加算 (Ⅱ)							18/日	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)							18/日	
	介護職員等処遇改善加算		介護職員等処遇改善加算を除いた合計単位数に×14.0%						
算定倍率	地域区分：6級地					10.33			
一割負担額	要介護度別単位数+加算基本単位×10.33					/ 10			
収入の段階別基本料金	居住費	第一段階	・ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者・生活保護受給者				880円/日		
		第二段階	・ 市民税非課税世帯の方で合計所得額と課税年金収入額+非課税年収入額の合計が80万円以下の方				880円/日		
		第三段階①	・ 市民税非課税世帯の方で合計所得額と課税年金収入額+非課税年収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方				1,370円/日		
		第三段階②	・ 市民税非課税世帯の方で合計所得額と課税年金収入額+非課税年収入額の合計が120万円を超える方				1,370円/日		
		第四段階	・ 上記以外の方				2,066円/日		
	食費	第一段階	・ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者・生活保護受給者				300円/日		
		第二段階	・ 市民税非課税世帯の方で合計所得額と課税年金収入額+非課税年収入額の合計が80万円以下の方				600円/日		
		第三段階①	・ 市民税非課税世帯の方で合計所得額と課税年金収入額+非課税年収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方				1,000円/日		
		第三段階②	・ 市民税非課税世帯の方で合計所得額と課税年金収入額+非課税年収入額の合計が120万円を超える方				1,300円/日		
		第四段階	・ 上記以外の方				1,680円/日		
<<1日あたりの利用額内訳料金表>> 介護保険1割負担									
課税区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
第一段階	<b>¥1,824</b>	<b>¥1,974</b>	<b>¥2,066</b>	<b>¥2,146</b>	<b>¥2,234</b>	<b>¥2,318</b>	<b>¥2,399</b>		
第二段階	<b>¥2,124</b>	<b>¥2,274</b>	<b>¥2,366</b>	<b>¥2,446</b>	<b>¥2,534</b>	<b>¥2,618</b>	<b>¥2,699</b>		
第三段階①	<b>¥3,014</b>	<b>¥3,164</b>	<b>¥3,256</b>	<b>¥3,336</b>	<b>¥3,424</b>	<b>¥3,490</b>	<b>¥3,589</b>		
第三段階②	<b>¥3,314</b>	<b>¥3,464</b>	<b>¥3,556</b>	<b>¥3,636</b>	<b>¥3,724</b>	<b>¥3,808</b>	<b>¥3,889</b>		
第四段階	<b>¥4,390</b>	<b>¥4,540</b>	<b>¥4,632</b>	<b>¥4,712</b>	<b>¥4,800</b>	<b>¥4,884</b>	<b>¥4,965</b>		
<<1日あたりの利用額内訳料金表>> 介護保険2割負担									
第四段階	<b>¥5,034</b>	<b>¥5,333</b>	<b>¥5,517</b>	<b>¥5,677</b>	<b>¥5,854</b>	<b>¥6,021</b>	<b>¥6,184</b>		
<<1日あたりの利用額内訳料金表>> 介護保険3割負担									
第四段階	<b>¥5,678</b>	<b>¥6,127</b>	<b>¥6,403</b>	<b>¥6,643</b>	<b>¥6,908</b>	<b>¥7,159</b>	<b>¥7,403</b>		
<b>その他の利用料</b>									
・ 電気代			1品につき50円/日			・ レクリエーション費			実費
・ 理美容費			実費			(外出や特別な企画の場合)			
・ おやつ代			100円/日			・ 送迎加算			184単位 (片道)
・ 消耗品セット費			100円/日						
※上記利用料については対象者にのみ利用料がかかります。									

介護保険法の改正や職員の体制、状況により基本単位数・加算単位数は増減し、利用料金が変わる可能性があります。  
(令和6年 8月 改定)